

社会福祉法人まこと 介護職員処遇改善手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人まこと(以下「当法人」という。)における、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、「指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「厚生労働大臣が定める基準」(平成12年厚生省告示第25号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)、(以下「基準」という。)に規定する介護職員処遇改善加算により支給される処遇改善手当の支給に関し、必要な事項を定めることとする。

(支給対象者)

第2条 手当の支給対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当法人の運営する下記事業所に勤務する介護職員とし、事業所に対する配分職員は別表1の通りとする。
 - ① 特別養護老人ホームしあわせの家
 - ② ショートステイしあわせの家
 - ③ デイサービスセンターしあわせの家
 - ④ 地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川
 - ⑤ ショートステイしあわせの家寒川
- (2) 正規職員、嘱託職員、臨時職員、パートタイマー職員
- (3) 給与支給対象月に在職する職員

(支給方法)

第3条 手当は月末締め翌月20日に給与として支給する。

(財源)

第4条 第2条第1項に規定する者へ支給する手当の財源は、基準による介護職員処遇改善加算による収入の見込み額とする。

(支給額の計算方法)

第5条 第2条第1項に規定する者への支給額は、次により算出する。

- (1) 処遇改善手当として充当できるもの
 - ① 基本給の増加額
 - ② 夜勤手当支給額の内1500円
 - ③ 法人が負担する法定福利費等の賃金改善に伴う増加分
 - ④ 賞与(年2回)支給額の一部
- (2) 介護職員処遇改善加算による収入の見込み額より前項で算出した金額を差し引いた金額を、支給対象職員の勤務時間で按分し処遇改善手当として支給する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

社会福祉法人まこと 介護職員処遇改善手当支給要綱

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、交付の日より施行し、令和2年8月1日から適用する。

別表 1

介護報酬発生事業所名	手当が支給される職員
特別養護老人ホームしあわせの家	左記事業所に配属された介護職員(兼務職員を含む)
ショートステイしあわせの家	
デイサービスセンターしあわせの家	左記事業所に配属された介護職員(兼務職員を含む)
地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川	左記事業所に配属された介護職員(兼務職員を含む)
ショートステイしあわせの家寒川	